

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【公開番号】特開2010-64437(P2010-64437A)

【公開日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2008-235007(P2008-235007)

【国際特許分類】

B 41 J 29/42 (2006.01)

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 41 J 29/42 F

B 41 J 3/04 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月24日(2011.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一つの面に開口が形成された筐体と、

前記筐体内に設けられ、メディアに画像形成を行なうプリント部と、

前記筐体の前記開口が形成された面に取り付けられ、プリントに関する情報を表示する表示パネルが設けられたディスプレイ部と、を有し、

前記ディスプレイ部は、前記筐体に対してスライド移動自在であって、前記開口を覆う第1状態と前記開口を露出させる第2状態にすることが可能であり、前記第2状態では、ユーザーが前記開口から前記筐体の前記プリント部の少なくとも一部にアクセスが可能となり、且つ、

前記ディスプレイ部は前記開口よりも大きさサイズを有するとともに、前記第1状態では前記ディスプレイ部は前記開口をすべて覆うことを特徴とするプリンタ。

【請求項2】

前記第2状態では、前記ディスプレイ部に前記プリント部のメンテナンスに関する情報を表示することを特徴とする、請求項1記載のプリンタ。

【請求項3】

前記ディスプレイ部は、前記筐体の開口が形成された面に平行に、横方向または縦方向にスライド移動自在であることを特徴とする、請求項1又は2記載のプリンタ。

【請求項4】

前記筐体は設置した際に縦長形状であり、前記ディスプレイ部は前記筐体の前面に取り付けられ、前記ディスプレイ部と略平行に、前記筐体の内部で複数枚のメディアが縦方向に収納されることを特徴とする、請求項1乃至3のいずれか1項に記載のプリンタ。

【請求項5】

前記プリント部は、メディアを搬送する機構、シートに画像形成を行なう機構、インクを収容するインクタンクを保持する機構を有し、ユーザーは前記開口から、前記インクタンクの交換、メディアのジャム処理の少なくとも一方が可能であることを特徴とする、請求項1乃至4のいずれか1項に記載のプリンタ。

【請求項6】

前記プリント部は、インクジェット方式の記録ヘッドを保持して往復移動させるキャリッジ部を有することを特徴とする、請求項1乃至5のいずれか1項に記載のプリンタ。

【請求項7】

プリントする画像を供給するメモリカードを装着するスロットを、前記筐体の前記ディスプレイ部を取り付けた面とは異なる面に設けたことを特徴とする、請求項1乃至6のいずれか1項に記載のプリンタ。

【請求項8】

前記表示パネルは前記開口よりも大きなサイズを有することを特徴とする、請求項1乃至7のいずれか1項に記載のプリンタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決する本発明のプリンタは、少なくとも一つの面に開口が形成された筐体と、前記筐体内に設けられ、メディアに画像形成を行なうプリント部と、前記筐体の前記開口が形成された面に取り付けられ、プリントに関する情報を表示する表示パネルが設けられたディスプレイ部とを有し、前記ディスプレイ部は、前記筐体に対してスライド移動自在であって、前記開口を覆う第1状態と前記開口を露出させる第2状態にすることが可能であり、前記第2状態では、ユーザーが前記開口から前記筐体内の前記プリント部の少なくとも一部にアクセスが可能となり、且つ、前記ディスプレイ部は前記開口よりも大きさサイズを有するとともに、前記第1状態では前記ディスプレイ部は前記開口をすべて覆うことを特徴とするものである。